

○宇都宮市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第44号

改正 平成26年3月第10号

平成26年9月第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく合議制の機関、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づく地方青少年問題協議会その他の子ども・子育て支援に関する施策について調査審議する機関として、宇都宮市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(平26条例10・平26条例35・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号、児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項及び第7項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに地方青少年問題協議会法第2条第1項各号及び第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する計画(法第61条第1項に規定する計画を除く。)について意見を述べ、当該計画の実施状況を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

(平26条例10・平26条例35・一部改正)

(組織及び委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 児童又は知的障害者の福祉その他子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援について学識経験を有する者

宇都宮市子ども・子育て会議条例

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平26条例10・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「子

宇都宮市子ども・子育て会議条例

ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成27年3月31日までに市長が任命する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日をもって満了するものとする。

(平26条例10・一部改正)

附 則 (平成26年3月24日条例第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(宇都宮市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 宇都宮市青少年問題協議会条例(昭和39年条例第44号)は、廃止する。

附 則 (平成26年9月30日条例第35号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。